

保護者の皆様へ

## 一人一台タブレット端末を活用した新しい学びの形に向けて

泉大津市教育委員会

現在、泉大津市では、子どもたちが授業や家庭学習においてタブレット端末を有効に活用しながら、学力の向上と学習習慣の定着を図ることができるよう、児童・生徒一人一台分のタブレット端末を配備した“GIGAスクール”への環境整備を進めております。現在、小学6年生、中学2・3年生の配備が完了し、残りの学年の端末も設定準備作業を行っており、作業完了次第、順次、各学校への配備を進めていく予定にしております。

今後、タブレット端末の配備が進んでいく中で、今までとは違う新たな環境で子どもたちは学んでいくこととなります。その際の留意点を以下にまとめましたので保護者の皆様のご理解とご協力よろしくをお願いいたします。

### ① タブレット端末の貸与に関して

- 一人一台のタブレット端末の配備が完了しましたら、それぞれ割り当てられたタブレット端末を一人ひとりに“貸与”した上で、自分専用の端末として、学校での授業や家庭学習に活用していくこととなります。
- 貸与された端末は、卒業まで使用します。故意による破損については、状況によって弁償をしていただく場合もありますので、大切に扱うよう、ご家庭でも適宜ご指導お願いいたします。

#### 持ち帰りの使用に関して

- 児童生徒が持ち帰るタブレット端末は、本人が「学習のみに使用する」ものとするので、学習以外の用途で使用することが無いようご注意ください。
- 充電器におきましては、小型なため紛失することもあります。タブレット端末も含め、紛失に関しては弁償対象となりますのでご注意ください。

## ② ご家庭でのWi-Fi使用に関して

- 持ち帰ったタブレット端末で家庭学習をするためには、ご家庭におけるインターネット（Wi-Fi）環境が必要となってきます。
- 現在、Wi-Fi環境が「ある」ご家庭については、児童生徒が持ち帰る端末をご家庭のWi-Fiルータ等に接続し、ご使用ください。
- 現在、Wi-Fi環境が「ない」ご家庭については、教育委員会が用意するモバイルルータを貸与します。（通信費はご家庭の負担となります。別紙「モバイルルータの貸し出しについて」をご確認ください。）

## Q&A

Q1 家庭で使用中にタブレット端末を破損してしまったらどうすればよいですか？

A1：学校に破損したときの状況を伝え、タブレット端末を渡してください。学校で状況を聞き取った上、今後の対応の協議をして学校より連絡いたします。

Q2 有害サイトにアクセスしてしまったりしないか心配です。何か対策はありますか？

A2：フィルタリングで制限をかけておりますが、正しく使う姿勢を養っていくことが大切と考えております。学校でも情報モラル教育等を通して正しい使い方についての指導は行っていきますが、ご家庭でも、適宜ご指導いただきますようお願いいたします。



**タブレット端末を活用した、新しい学びの環境  
作りに、ご理解とご協力をお願いいたします。**

